



# 東光監査法人

## TOKOニュースレター

Vol. 116/2020年8月号

発行日：2020年8月21日

長い梅雨が明けると一転猛暑が続いております。静岡県浜松市では17日に41.1℃と通年の最高気温となり、8月の最高気温を塗り替えました。世界を見るとアメリカのカリフォルニア州デスバレーで16日に54.4℃と世界最高気温の記録が認定されそうです。

コロナ禍でマスクも外せない日々も続きますが、通気性のいいマスクを選んだり、霧吹きで水をかけて体温を下げたり、熱中症にならないよう工夫して暑い夏を乗り越えましょう。

### I. 最新情報（2020年7月1日～2020年7月31日）

#### 1. 業種別委員会

CPA協会 HP掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期等
2020年07月22日	公開 草案	「業種別監査委員会報告第24号「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」の改正について」(公開草案)の公表について	日本公認会計士協会(業種別委員会)では、2020年6月3日に、企業会計基準委員会から実務対応報告公開草案第59号「LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い(案)」(以下「実務対応報告公開草案第59号」という。)が公表されたことを踏まえて、業種別監査委員会報告第24号「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」の見直しを行い、一応の検討を終えたため、公開草案として公表し、広く意見を求めることといたしました。	—
2020年07月22日	公開 草案	「業種別委員会実務指針第32号「資本的劣後ローン等に対する貸倒見積	日本公認会計士協会(業種別委員会)では、2020年5月27日付で「主要行等向けの総合的な監督指針」が改正されたこと等を受けて、業種別委員会実務指針第32号「資本的劣後ローン等に対する貸倒見積高の算定及び銀行等金融機関が保有する貸出	—

		<p>高の算定及び銀行等金融機関が保有する貸出債権を資本金劣後ローン等に転換した場合の会計処理に関する監査上の取扱い」の改正について」(公開草案)の公表について</p>	<p>債権を資本金劣後ローン等に転換した場合の会計処理に関する監査上の取扱い」の見直しを行い、一応の検討を終えたため、公開草案として公表し、広く意見を求めることといたしました。</p>	
2020年7月22日	公開草案	<p>「業種別監査委員会報告第25号「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」の改正について」(公開草案)の公表について</p>	<p>日本公認会計士協会(業種別委員会)では、2020年6月3日に、企業会計基準委員会から実務対応報告公開草案第59号「LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い(案)」(以下「実務対応報告公開草案第59号」という。)が公表されたことを踏まえて、業種別監査委員会報告第25号「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」の見直しを行い、一応の検討を終えたため、公開草案として公表し、広く意見を求めることといたしました。</p>	—
2020年7月22日	公開草案	<p>「業種別委員会研究報告「銀行等金融機関における金融商品の時価の算定に関する監査上の留意事項」(公開草案)の公表について</p>	<p>日本公認会計士協会(業種別委員会)では、2019年7月4日に、企業会計基準第30号「時価の算定に関する会計基準」(以下「企業会計基準第30号」という。)及び企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(以下「企業会計基準適用指針第31号」という。)が公表され、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」等が改正されたことを受けて、業種別委員会報告第44号「銀行等金融機関における金融商品の時価等の開示に関する監査上の留意事項(中間報告)」(以下「業種別委員会報告第44号」という。)に記載されていた金融商品の時価等の開示に関する留意事項の改廃を行うとともに、第三者から入手した相場価格の利用に関する留意点を追加して、新たに研究報告案として取りまとめたので、公開草案として公表し、広く意見を求めることといたしました。</p>	—

## 2. IFRS 関係 (会計制度委員会)

特になし

本紙掲載の記事等の無断複写・複製を禁じます。

Copyright© Toko audit corporation. All rights reserved

### 3. 学校法人会計（学校法人委員会）

特になし

### 4. 非営利・公会計（非営利法人委員会、公会計委員会）

CPA 協会 HP 掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期等
2020 年 07 月 27 日	研 究 報 告	非営利法人委員会 研究報告第 21 号 「公益法人の継続 事業の前提につい て」の改正につい て	日本公認会計士協会（非営利法人委員会）は、2020 年 7 月 15 日に開催された常務理事会の承認を受けて、非営利法人委員会研究報告第 21 号「公益法人の継続事業の前提について」を改正いたしましたので、お知らせします。	—
2020 年 07 月 27 日	研 究 報 告	非営利法人委員会 研究報告第 22 号 「公益社団・財団 法人、一般社団・ 財団法人、移行法 人及び特例民法法 人の理事者確認書 に関する Q & A」 の改正について	日本公認会計士協会（非営利法人委員会）は、2020 年 7 月 15 日に開催された常務理事会の承認を受けて、非営利法人委員会研究報告第 22 号「公益社団・財団法人、一般社団・財団法人、移行法人及び特例民法法人の理事者確認書に関する Q & A」を改正いたしましたので、お知らせします。	—
2020 年 07 月 27 日	研 究 報 告	非営利法人委員会 実務指針第 34 号 「公益法人会計基 準を適用する公益 社団・財団法人及 び一般社団・財団 法人の財務諸表に 関する監査上の取 扱い及び監査報告 書の文例」の改正 について	日本公認会計士協会（非営利法人委員会）は、2020 年 7 月 15 日に開催された常務理事会の承認を受けて、非営利法人委員会実務指針第 34 号「公益法人会計基準を適用する公益社団・財団法人及び一般社団・財団法人の財務諸表に関する監査上の取扱い及び監査報告書の文例」を改正いたしましたので、お知らせします。	—
2020 年 07 月 27 日	実 務 指 針	非営利法人委員会 実務指針第 34 号 「公益法人会計基 準を適用する公益	日本公認会計士協会（非営利法人委員会）は、2020 年 7 月 15 日に開催された常務理事会の承認を受けて、非営利法人委員会実務指針第 34 号「公益法人会計基準を適用する公益社団・財団法人及び一般社団・財団法人の財務諸表に関する監査上の取扱い及	2020 年 4 月 1 日から開始する 事業年度から適 用

		社団・財団法人及び一般社団・財団法人の財務諸表に関する監査上の取扱い及び監査報告書の文例」の改正について	び監査報告書の文例」を改正いたしましたので、お知らせします。	
--	--	--	--------------------------------	--

## 5. IT 関係 (IT 委員会)

特になし

## 6. その他

CPA 協会 HP 掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期等
2020 年 07 月 10 日	公 開 草案	「IT 委員会実務指針第 4 号「公認会計士業務における情報セキュリティの指針」及び「IT 委員会研究報告第 34 号「IT 委員会実務指針第 4 号「公認会計士業務における情報セキュリティの指針」Q&A」の改正（公開草案）について	日本公認会計士協会（IT 委員会）では、IT 委員会実務指針第 4 号「公認会計士業務における情報セキュリティの指針」（2016 年 7 月 25 日改正）及び IT 委員会研究報告第 34 号「IT 委員会実務指針第 4 号「公認会計士業務における情報セキュリティの指針」Q&A」（2016 年 7 月 25 日改正）の見直しを行い、一応の取りまとめを終えたため、公開草案として公表し、広く意見を求めることといたしました。	—
2020 年 07 月 15 日	そ の 他	「会社計算規則の一部を改正する省令案」に対する意見について	国際監査・保証基準審議会（IAASB）から、2020 年 5 月 14 日付けでスタッフ文書「変化する環境下での後発事象 - 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の影響に関する監査上の留意事項」が公表されました。我が国の監査実務者や利害関係者においても参考に資する部分があると考えられることから、当該文書の翻訳を公表いたします。	—

2020年07月16日	その他	実務対応報告公開草案第59号「LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い(案)」に対する意見について	2020年6月3日に企業会計基準委員会(ASBJ)から、実務対応報告公開草案第59号「LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い(案)」が公表され、意見が求められました。	—
2020年07月17日	その他	経営研究調査会研究資料第7号「上場会社等における会計不正の動向(2020年版)」の公表について	日本公認会計士協会(監査基準委員会)では、品質管理レビュー制度の改正(2020年7月以降実施するレビュー手続から適用)の内容を反映させるため、関連する監査基準委員会報告書の改正の検討を行ってまいりました。このたび、ある程度の検討を終えたため、公開草案として公表し、広く意見を求めることにいたしました。 主な改正点は、以下のとおりです。 ・品質管理レビュー報告書において、結論の種類(「限定事項のない結論」、「限定事項付き結論」及び「否定的結論」)が廃止され、監査事務所の品質管理のシステムの整備及び運用の状況について「極めて重要な不備事項」又は「重要な不備事項」の有無に関するレビューの実施結果が記載されることになったため、A31項(1)に反映させた。 ・従来のフォローアップ・レビューが廃止され、通常レビューを実施した結果、「極めて重要な不備事項」又は「重要な不備事項」のある実施結果となった場合は、原則として、翌年度に通常レビュー又は改善状況の確認を実施して必要な指導を行うこととされたため、A31項(1)に反映させた。	—
2020年07月20日	その他	監査基準委員会研究報告第1号「監査ツール」の改正について	日本公認会計士協会(監査基準委員会)では、2020年7月15日の常務理事会の承認を受けて、同日付けで「監査基準委員会研究報告第1号「監査ツール」の改正について」を公表しましたのでお知らせいたします。	—

2020年07月28日	その他	【IAASB】監査実務に関するスタッフ文書「新型コロナウイルス感染症(COVID-19)により変化し続ける環境下での会計上の見積りの監査」の翻訳の公表について	国際監査・保証基準審議会 (IAASB) から、2020年6月26日付けでスタッフ文書「新型コロナウイルス感染症(COVID-19)により変化し続ける環境下での会計上の見積りの監査」が公表されました。我が国の監査実務者や利害関係者においても参考に資する部分があると考えられることから、当該文書の翻訳を公表いたします。	—
2020年07月31日	その他	「Q&A 収益認識の基本論点(第1回)」の公表について	「Q&A 収益認識の基本論点」第1回を作成しましたので、お知らせいたします。	—

## II. 連絡広場

### ワンポイントメッセージ

#### ◆電子帳簿保存法改正に関して

2020年10月1日施工の改正に向けて国税庁のホームページでは電子帳簿保存法Q&A（一問一答）が更新されましたので簡単にご紹介します。

～改正内容に関して以下のように要点が記載されています～

電子取引を行った場合の電磁的記録の保存要件を緩和（選択肢の追加）する見直し(以下の(1)及び(2))については令和2年10月1日以後に行う電磁的記録の保存について適用されることとなります。

(1) 電子取引の取引情報に係る電磁的記録の記録事項にタイムスタンプが付された後、その取引情報の授受を行うこと（電子帳簿保存法規則81一）。

(2) 次の要件のいずれかを満たす電子計算機処理システムを使用して、その取引情報の授受及びその電磁的記録の保存を行うこと（電子帳簿保存法規則81三）。

①その電磁的記録の記録事項について訂正又は削除を行った場合には、これらの事実及び内容を確認することができること。

②その電磁的記録の記録事項について訂正又は削除を行うことができないこと。

～～～

今回の改正では(2)の要件が加わることにより、PDFファイルの請求書やクレジットカードの利用明細などは出力した書面等の保存は必要なくなるようになります。そのためキャッシュレス決済を利用した場合に、紙の領収書の保管が不要になり、経理処理のペーパーレス化を促すものになります。紙の請求書や領収書などを会社に行って整理しなくてはならなかったことがなくなり、コロナ禍において出勤の機会を減らし、テレワークでデータ整理及び処理を行うことで代替することが可能になります。また、電子データを利用することにより入力の効率化なども図ることが可能です。

しかし、取引情報には取引情報がきちんと記載されていない場合は補完する必要があり、検索機能のルールなど所定の要件を満たす必要があります。業務の分類など導入には一定の労力を要することが想定されますが、今回の改正を機に、電子取引を活用できそうな領域を整理し、社内ルールを決定し、自社に活用されては如何でしょうか。

以上

**【発行元】**

東光監査法人 ナレッジチーム

〒102-0072

東京都千代田区飯田橋 3-7-4 彩風館6F

Tel:03-6904-2702 Fax:03-6904-2703